



令和6年度 保育施設などの 利用申込方法について

令和6年4月の保育所、認定こども園(2・3号認定)、小規模保育施設の利用申し込みについてお知らせします。市外施設の利用を希望する場合も、市を經由して申し込みが必要です。詳しくは市役所1階の担当か、市ホームページ「子育て・教育」でご確認ください。

利用申込手続きの流れ

希望施設(認定区分)	
幼稚園(私学助成園) 認定こども園(1号認定)	保育所・認定こども園(2・3号認定) 小規模保育施設(3号認定)
施設選定	
各施設に連絡の上、見学・説明会に参加し希望施設を選択	
書類の準備	
各施設に直接確認	担当か市ホームページから入手した書類に記入
申し込み	
各施設に直接申し込み	受付日時 11月1日(水)～17日(金)の①午前9時～11時30分②午後1時～4時(土・日曜日、祝日を除く) ※11日は①のみ受け付け 受付場所 市役所3階3C会議室※11日は市役所1階の担当。郵送の場合は11月10日(金)到着分まで

※令和6年1月～3月の利用を希望する場合は、12月5日(火)までに申請してください(郵送は期限必着)

【1号認定】3歳以上の保育を必要としない子ども【2号認定】3歳以上の保育を必要とする子ども【3号認定】0～2歳の保育を必要とする子ども

入園説明会の日程 ※予約が必要です

幼稚園 (私学助成園)	成瀬幼稚園 ☎93-1391	10月16日(月)・21日(土)の 午前10時～
認定こども園 (1号・2号・3 号認定)	伊勢原立正幼稚園 ☎93-8992	10月17日(火)午前10時30分～、 10月21日(土)午前11時～
	伊勢原山王幼稚園 ☎95-4550	10月16日(月)・21日(土)の 午前10時～
	伊勢原ひかり幼稚園 ☎92-8882	10月15日(日)～17日(火)の 午前10時30分～
	伊勢原八雲幼稚園 ☎93-4950	10月16日(月)・20日(金)の 午前10時30分～
	伊勢原幼稚園 ☎95-0326	10月16日(月)午後1時30分～、 10月21日(土)午前10時～
	伊勢原百合谷幼稚園(しらゆり チャイルドガーデン) ☎94-1192	10月15日(日)・20日(金)の 午前10時～
	伊勢原みのり幼稚園 ☎93-2918	10月16日(月)・18日(水)・21日(土) の午前10時30分～
	中央マドカ幼稚園 ☎93-7509	10月16日(月)午前10時～

☎子ども育成課 ☎94-4641



いせはらWebMapsを リニューアルしました

いせはらWebMaps(伊勢原市公開型地理情報システム)をリニューアルしました。より分かりやすく、視覚的に操作ができるよう改善しています。インターネット上で、伊勢原市の各種情報を閲覧することや案内地図をデザインして作成することができます。市ホームページ「市政情報」→「オンラインサービス」、または右のQRコードからご覧になれます。



いせはらWebMaps



防災や子育て情報などをご覧になれます



オリジナルの地図を作成できます

☎情報政策課 ☎94-4550



第39回大山登山マラソン大会 市民スポーツボランティアを募集

来年の3月に行う予定の大山登山マラソン大会の当日、運営に従事していただくボランティアを募集します。

従事内容 選手受付など

対象者 市内在住・在勤・在学で体力に自信のある18歳以上の人

申し込み 住所、氏名、年齢、電話番号を明記しファクシミリか電子メール、または電話か直接市役所分室の担当へお申し込みください

締め切り 10月20日(金)

☎スポーツ課 ☎94-4628 ☎93-8389

✉sports@isehara-city.jp



令和6年 はたちのつどい -1部制で行います-

これまでは感染症対策のため、午前・午後の2部制で実施していましたが、令和6年は1部制で実施します。最新の情報は、市ホームページ「子育て・教育」→「はたちのつどい・成人式」、または右のQRコードでお知らせします。



市ホームページ

とき 令和6年1月8日(月)午前11時～11時30分

◇開始の30分前から開場

ところ 市民文化会館大ホール

対象 平成15年4月2日～16年4月1日生まれの人

☎青少年課 ☎94-4647



10月1日は「浄化槽の日」です

浄化槽の普及促進と浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全に資することを目的に毎年10月1日は「浄化槽の日」と定められています。浄化槽をお持ちの人は法定検査や保守点検、清掃を行うことが義務付けられています。適正な維持管理の確認をお願いします。

法定検査

浄化槽を新たに設置し、使い始めて3カ月後の日から5カ月間以内に、県知事指定の検査機関が行う水質に関する検査を受ける必要があります。また毎年1回、指定検査機関が行う水質に関する検査を受けることが義務付けられています◇検査に関する問い合わせ先＝一般社団法人神奈川県保健協会西湘支所 ☎73-0511

保守点検

浄化槽の機能が正しく発揮され、その放流水が適正な水質にまで浄化されるように定期的にメンテナンスを行ってください。一般家庭の場合、年3回または4回の保守点検が必要となります。なお、点検は県の登録を受けた保守点検業者に委託してください◇保守点検業者に関する問い合わせ先＝平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課 ☎82-1428

清掃

浄化槽を使用していると、浄化槽内に汚泥がたまってきます。あまりすぎると機能が低下し、汚物が流出したり、悪臭などの発生原因になったりします。年2回程度、清掃を行ってください。なお、清掃は市の許可を受けた清掃業者に依頼してください◇清掃業者に関する問合せ先＝清掃リサイクル課 ☎94-7502

補助制度を活用し、合併処理浄化槽に転換しましょう

生活排水による水質汚濁を防ぐため、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換(入れ替え)にかかる費用を補助しています。条件や予算に限りがありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

☎環境対策課 ☎94-4735